

令和4年2月4日

保護者 様

長岡京市教育委員会
教育長 西村 文則
長岡京市立長岡第二中学校
校長 大平 哲夫

本校生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

全国的な感染拡大を受け、文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染症が確認された場合のガイドラインのオミクロン株に対応した運用にあたっての留意事項」が示されました。

つきましては、本校関係者（生徒及び教職員）の感染が確認された場合の対応及び保護者の皆様への連絡方法、感染が判明した場合の臨時休校については文部科学省の通知に基づき、下記のとおりいたしますので、ご確認の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

Ⅰ 本校関係者の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 本校関係者の感染が確認された場合、関係機関による濃厚接触者の調査などを行います。調査に時間を要する場合や感染の広がりが危惧される場合にはその範囲（学級、学年、学校全体）を特定して、一時的に臨時休業とします。
- (2) 濃厚接触者となる本校関係者が確認された場合、その人数や範囲等を踏まえ、教育活動を休止する期間や対象学級等について、関係機関と相談し判断します。
- (3) 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染の広がりが危惧される場合には学級閉鎖を実施します。なお、学級閉鎖の期間は、5日程度を目安に、感染の拡大状況、生徒への影響等を踏まえて判断します。（学級閉鎖中の健康観察の状況によって延長する場合があります。）
 - ① 同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合
 - ② 感染した者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有し欠席している者が複数いる場合
 - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者がいる場合
 - ④ その他、市が必要と判断した場合
 - 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染の広がりが危惧される場合は、学年閉鎖を実施します。
 - 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染の広がりが危惧される場合は、学校全体の臨時休業を実施します。
- (4) 登校している生徒を速やかに下校させる場合があります。
※その場合は、給食を食べずに下校することもありますので、ご了承願います。
- (5) 長岡京市の「新型コロナウイルス感染の発生が確認された場合の公表基準」に従い、学校名を公表することになりますのでご承知おきください。

【裏面も確認してください】

2 保護者の皆様への連絡方法

- (1) 本校関係者に感染者が確認された場合で、学級閉鎖や学年閉鎖等教育活動に影響のある場合のみ該当の保護者へ、メール配信、電話、文書等にてお知らせします。ご不明なことがある場合は学校へお問い合わせください。
- (2) 連絡が夜遅くなる場合や当日に行えない場合は、早朝にご連絡することがありますのでご了承ください。

3 PCR検査等の受検及びその結果についての学校への連絡

お子様並びに同居のご家族がPCR検査や抗原検査を受検されることとなった場合は、必ず、速やかに学校へご連絡をいただき、登校を控えていただくようご協力をお願いいたします。

また、検査結果が判明した場合も、速やかに学校へご連絡ください。個人情報の取扱いや生徒の人権に十分に配慮して対応いたします。

なお、学校業務時間外や休日の場合は、市役所 (Tel075-951-2121) へお電話ください。学校へ連絡を取りたい旨をお知らせいただくとともに、お子様の「学校名・学年・学級・連絡先の電話番号」をお伝えください。あらためて、学校から連絡させていただきます。

4 生徒並びに同居の家族等に発熱や風邪症状がある場合の出席の自粛について

- ① 生徒に体調不良や発熱・風邪症状がある場合は登校を控えてください。
- ② きょうだいや同居のご家族等に発熱や風邪症状がある場合も登校を控えてください。
- ③ 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合でもお子様やきょうだいが濃厚接触者にあたらない場合は、その生徒は登校していただいても構いません。ただし、検温等の健康観察を行っていただき、発熱や体調不良等が見られる場合は、登校を控えてください。

(例) 1年2組で陽性者が判明し、お子様が濃厚接触となった場合でも2年3組に在籍するきょうだい生徒は登校可

5 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について (概要)

陽性者の濃厚接触者であって、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間については、2月3日より次の通りとなりました。(厚生労働省通知)

・事前に感染対策※を講じていた場合は、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目として、7日間(8日目解除)とする。

・陽性者の発症後に住居内で感染対策※を講じた場合は、対策を講じた日を0日目として、7日間(8日目解除)とする。

※感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などをいう。

・ただし、陽性者が無症状で、その後発症した場合、また別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算する。

なお、待機期間が終了した後も、陽性者の療養が終了するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

詳細については、別紙および厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 をご確認ください。

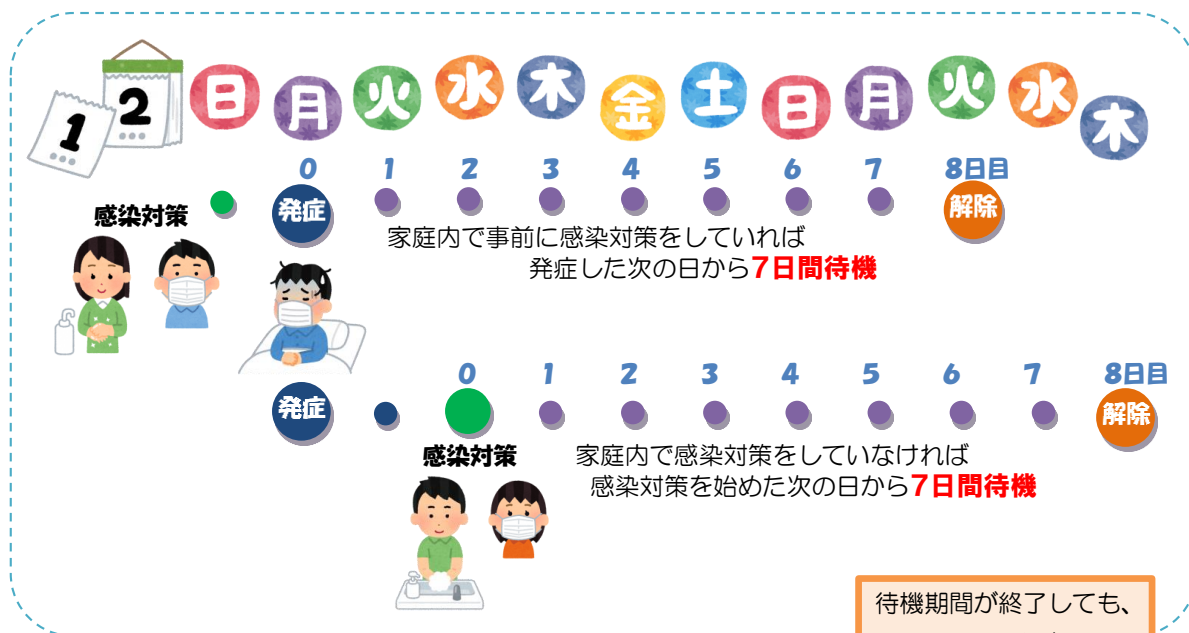
<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

【別紙】

濃厚接触者の待機日数が変更されました

厚労省 1月5日（2月2日一部改正）事務連絡より

- ◆家庭内で事前に感染対策をしていれば、**検査陽性者が発症した日**を0として、7日間待機（無症状の場合は検体採取日）
- ◆発症後に感染対策を始めた場合は、**対策を始めた日**を0として、7日間待機（無症状の場合は検体採取日）



※ 次の場合は、改めて発症した日を「0日目」として起算します。

- ・無症状の陽性者がその後発症した場合
- ・別の家族が発症した場合

待機期間が終了しても、陽性者の療養が終了するまでは、感染対策に努めましょう。

感染対策とは



マスク



換気



手指消毒



手洗い

その他、物の共有をしない、共有部分の消毒 等

詳細は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>